

F A X 送信案内

2020年6月5日

会員各位

一般社団法人 全国サービスクリエイター協会

AJCC 事務局

TEL 03-5808-7375

FAX 03-5808-7376

送信枚数 9 枚 (送信案内含む)

件名 6月5日現在の最新情報について

平素より、協会活動にご理解及びご協力を賜り心より御礼申し上げます。
早速ではございますが、現時点での最新情報を送付させていただきます。
① 職業紹介責任者及び派遣元責任者の有効期間延長について
② 緊急小口資金の特例貸付の郵便局窓口受付開始について
③ 住居確保給付のご案内について
何卒、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年5月29日

公益社団法人 全国国民営職業紹介事業協会 御中

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課課長補佐
(派遣・請負雇用管理担当)
(職業紹介事業担当)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた職業紹介責任者及び
派遣元責任者の基準に係る改正省令の公布及び施行について
(お知らせ)

職業紹介事業の運営につきましては、日頃より多大なる御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

本日、別紙のとおり、職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第109号。以下「改正省令」という。）が公布され、今般の新型コロナウイルスの影響により派遣元責任者講習又は職業紹介責任者講習（以下「講習」という。）を受講できず、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第3号）第24条の6第2項第1号又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第29条の2第1号に規定する職業紹介責任者又は派遣元責任者（以下「責任者」という。）としての基準（以下「基準」という。）に該当しなくなる責任者について、一定期間は、引き続き基準に該当するものとみなすこととしました。

つきましては、下記の内容について、会員の職業紹介事業者に対しても周知を図っていただくよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正省令による取扱いについてのお問合せは、事業所所在地を管轄する都道府県労働局までお願い申し上げます。

記

1 改正省令の概要

- (1) 令和2年4月1日から令和2年6月30日までの期間に、基準を満たさなくなる責任者については、基準に該当しないこととなる日の翌日から3月の期間は、引き続き基準に該当するものとみなすこと。
- (2) (1) の取扱いについては、令和2年4月1日から適用することとする。

2 留意点

- 1 (1) の取扱いにより引き続き基準に該当するものとみなされる期限の到来を待つことなく、受講が可能となり次第速やかに受講すること。

【担当者】

(派遣元責任者講習)

派遣・請負雇用管理係 永沢、藤林

(職業紹介責任者講習)

職業紹介事業係 富岡、谷住

TEL : 03-3502-5227

メール : (派遣) haken-ukeoi@mhlw.go.jp

(紹介) jukyu-shokai@mhlw.go.jp

○厚生労働省令第百九号

職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第三十二条の十四及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第三十六条の規定に基づき、職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附則 ①～④（略） ⑤ 令和二年四月一日から同年六月三十日までの期間に、第二十四条の六第二項第一号に掲げる基準に該当しないこととなる職業紹介責任者については、当該基準に該当しないこととなる日の翌日から三月の間は、同号の規定にかかわらず、引き続き当該基準に該当するものとみなす。	附則 ①～④（略） （新設）

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の施行規則の一部改正）

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附則 1・2（略） 3 令和二年四月一日から同年六月三十日までの期間に、第二十九条の二第一号に掲げる基準に該当しないこととなる派遣元責任者については、当該基準に該当しないこととなる日の翌日から三月の間は、同号の規定にかかわらず、引き続き当該基準に該当するものとみなす。	附則 1・2（略） （新設）

附則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の職業安定法施行規則附則第五項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則附則第三項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

AJCC 会員各位

職業紹介責任者及び派遣元責任者に関する改正省令の概要です。

1. 現在お持ちの職業紹介責任者及び派遣元責任者の有効期間が、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの方は、有効期間の翌日から3ヶ月間は、引続き職業紹介責任者及び派遣元責任者としてみなされます。

2. 期間は延長されますが、各責任者講習会の受講が可能となった場合は、できる限り速やかに受講をお願いいたします。

不明点はAJCC事務局までお問い合わせください。

AJCC事務局 担当：佐藤

TEL：03-5808-7375

令和2年5月19日
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長補佐 : 前田 忠秋(内線 2872)
係 長 : 櫻井 琢磨(内線 2879)
代 表 : 03-5253-1111

報道関係者 各位

日本郵便株式会社において個人向け緊急小口資金の特例貸付に係る貸付申請の受付を開始します

緊急小口資金の特例貸付の申請受付については、貸付のより一層の迅速化を図るため、従来の市町村社会福祉協議会及び全国の労働金庫に加え、本年5月28日(木)より全国2,160の郵便局(市区町村1か所以上)において、申請の受付業務を開始します。なお、申請の受付業務を開始しますのでお知らせします。

- ※1 取扱郵便局は、全国の市町村の主に大規模な窓口のある郵便局(一部市町村では小規模な郵便局)となります。(別添一覧のとおり)
- なお、郵便局へ申請書類を持参される場合には、窓口の状況について、事前に取扱郵便局に電話での確認をお願いいたします。

(参照：日本郵便株式会社のホームページ)

お知らせ「緊急小口資金の特例貸付」のお申込みに必要な書類について
https://www.post.japanpost.jp/notification/productinformation/2020/0519_01.html

(注)日本郵便株式会社のホームページは、5月19日(火)15:00以降に閲覧可能となります。

- ※2 日本郵便株式会社で受付するのは緊急小口資金の特例貸付のみであり、総合支援資金貸付については、引き続きお住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

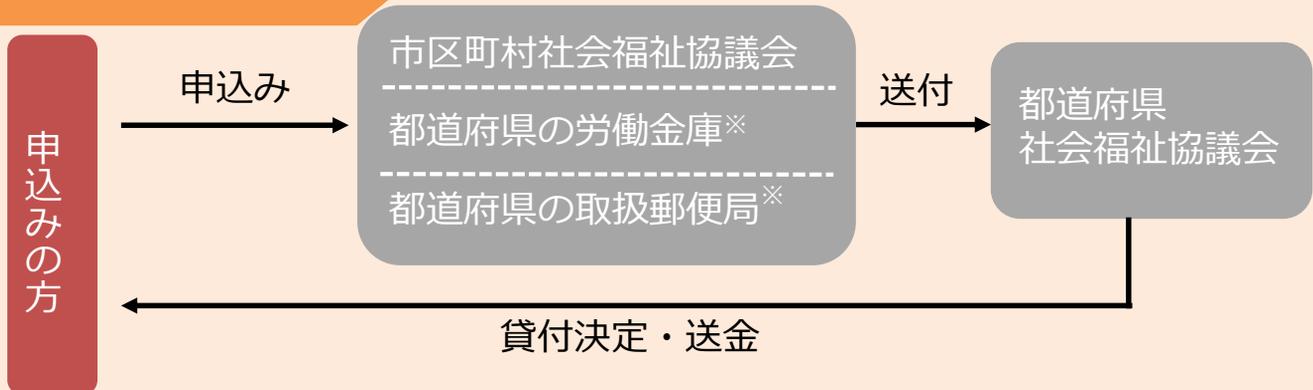
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内 【緊急小口資金の特例貸付の申込先の追加】

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施していますが、緊急小口資金については、お住まいの市区町村社会福祉協議会のほか、お住まいの都道府県の労働金庫又は郵便局（取扱郵便局に限ります）でも申込みが可能となります。

貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、各事業所の取扱内容のご確認等は下記お申込み先へお願いします。

貸付手続きの流れ



※ 労働金庫及び郵便局で申込みを受け付けるのは緊急小口資金のみであり、総合支援資金についてはお住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

●お申込み先

以下のいずれかの窓口

- ・お住まいの市区町村社会福祉協議会（3月25日から受付中）
- ・お住まいの都道府県の労働金庫（4月30日から受付中）
- ・**お住まいの都道府県の取扱郵便局（5月28日から受付開始）**

※ 郵便局に申請書類を持参される際には、窓口の状況について、事前に取扱郵便局に電話でご確認ください。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき
 - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

- 下記のいずれかの事業所
 - ・お住まいの市区町村社会福祉協議会
 - ・お住まいの都道府県の労働金庫
 - ・お住まいの都道府県の取扱郵便局

■申込方法

- ・ご希望の事業所のホームページにて申請書類を入手いただき、ご自身で、必要事項の記載・添付書類の準備を行った上で申込みください。
- ・市区町村社協は郵送又は窓口、労働金庫は郵送、郵便局は窓口での受付となります。
- ※ 下記に該当する方は、労働金庫や郵便局での対応ができかねるため、市区町村社会福祉協議会への申込みをお願いします。
 - ① 失業された方で総合支援資金貸付の利用も検討されている方
 - ② 未成年の方
 - ③ 現在お住まいの住所と住民票の住所が異なる方
 - ④ 貸付とあわせて生活上の相談を希望される方

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンターのご案内

0120-46-1999

受付時間：09：00～21：00（土日・祝日を含む）

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



申請できる方は

これまで

離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

4月30日からはさらに使いやすく

ハローワークへの求職申込みが不要に

住居確保給付金申請のご相談は
最寄りの自立相談支援機関まで

自立相談支援機関一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから→





よくあるお問い合わせ

Q. 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがあるとは
どういうことですか？

A. 本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少し、経済的に困窮した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしていたが、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった者。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q. 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し住居を失う
おそれがあることの確認方法はどうすればいいのでしょうか？

A. 雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q. フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。
住居確保給付金を受けられますか？

A. 可能です。フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応もできます。現在の就業を断念していただくものではありません。